

管理運営規則

(プレスクール)

パルクル・インターナショナル
2020年7月改訂

第1条(定義)

この規則は、株式会社パレット(本社:兵庫県西宮市津門綾羽町2-11 以下『弊社』という)の運営するパルクルインターナショナル(所在地:兵庫県西宮市宝生ヶ丘1-15-13 園長・森本 邦裕)(以下『園』という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めます。

当施設は、児童福祉法第35条の認可をうけていない保育施設(認可外保育施設)として、同法第59条の2に基づき西宮市への設置届け出を義務づけられた施設です。

第2条(事業内容)

本規則で定める保育事業とは2歳児より5歳児を保育するプレスクール事業を指します。

第3条(保育事業目的)

保育事業は、英語環境で子供達を総合的に保育する施設であり、子供達の健全な発育を促すとともに、子供達が将来、グローバル社会で思い切り活躍できるように成長するための基礎を育む環境を提供し、英語教育だけではなく、日本人としての心やアイデンティティを忘れずに様々な文化を伝えることを目的としています。

以下の年齢の子供をお預かりします。

- ・2歳児 → 該当年4月1日の年齢が満2歳である者
- ・3歳児 → 該当年4月1日の年齢が満3歳である者
- ・4歳児 → 該当年4月1日の年齢が満4歳である者
- ・5歳児 → 4月1日の年齢が満5歳である者

第4条(保育事業営業年度、及び 休業日)

園の営業年度を4月1日から3月31日とし、休業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～翌年の1月5日とします。

但し、前記とは別に園のメンテナンス、職員の研修のため必要に応じ、数日間の休業日を定めることがあり、休業日についてはその都度速やかに日程を公表するものとします。

第5条(営業日・保育時間)

保育サービスの実施日を第4条の休業日を除く日とし、これを営業日とし、保育時間は午前9時00分から午後4時45分までとし、延長保育時間を午後4時45分から午後6時30分とします。

第6条(保育事業申込)

保育事業は月極保育となり、入園は保護者との面接をさせて頂き、保護者が園より利用規約等の説明受け、その内容に合意した方に入園していただくものとします。但し 面接の結果、園の判断にてお預かりし兼ねることもあります。

第7条(入園申込手続)

保育事業入園希望者は、園が別途定める手続に従って入園申込を行うものとします。入園申込手続きは、前項の申込に対する当園の承諾をもって完了するものとします。なお、園は、入園の際申込に関して本人確認等のため、資料の提出を求めることがあります。

第8条(規約事項の変更)

1. 利用者は、入園申込手続の書類に記載した事項に変更があった場合は、速やかにその変更について、変更届及び当園が必要と認める書類を添えて、届け出るものとします。
2. 利用者が前項についての申請を怠った場合により受けた利用者の損害を、利用者は園に請求することはできません。また、利用者が前項についてその申請を怠った場合により受けた園の損害を、園は利用者に対して請求することができるものとします。

第9条(入園期間)

入園期間は原則入園時に決定した日程より卒園まで、もしくは退会のお申し出がある期日までとします。

第10条(利用者の利用の解除)

利用者は、入園期間内であっても、転居等の理由等で保育サービスの利用を解除しようとする場合は、保育サービスの利用の解除をしようとする日の1ヶ月前までに、退園届に当園が必要と認める書類を添えて、当園に届け出るものとします。

この場合において、保育サービスの利用の解除までに発生した利用者的一切の債務は、保育サービスの利用の解除があった後においてもその債務の履行が行われるまで消滅しないものとします。

第11条(保育サービスの中止)

園は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何ら責任を負うことなく、保育サービスを中止、もしくは一時停止することができるものとします。

- ・ 園の施設又はその周辺に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合
- ・ 保育サービスを中止する旨の官公署の命令があった場合
- ・ 第15条の事由があった場合
- ・ その他保育サービスを提供することに著しい支障がある場合

第12条(保育料)

保育料は入園申込手続の書類に記載した保育料の通りとします。なお、保育料につきましては、保育士や外国人講師などの人件費、租税公課、施設維持管理費、車両維持費などの高騰により引き上げる場合があることに、利用者は同意するものとします。保育料の引き上げは原則、年度途中では行わず、翌年度の開始時からとします。

第13条(園の責任)

園は、保育サービスの実施にあたり、株式会社 損害保険ジャパンと施設総合保険契約(管理下中の傷害危険担保特約条項を含む)を締結し、園が利用者又は保育幼児に損害を与えた場合は、これらの保険契約の範囲内で、その損害に対し賠償責任を負うものとします。

第14条(利用者の責任)

1. 利用者は、故意又は過失により園に損害を与えた場合は、その損害に対し賠償責任を負うものとします。
2. 利用者は、保育サービスの利用に関連し、他の利用者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該利用者又は第三者から何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合は、自らの費用及び責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、園を一切免責するものとします。
3. 利用者は、保育に必要となる器材(着替えのための衣類、午睡のための布団類等園が別に必要と判断する器材をいう)を、保育サービスを利用する期間の初日又は毎日施設に持ち込むものとし、保育のため園が当該器材を使用し、又は消費することに承諾するものとします。

第15条(不可抗力免責)

天変地異、戦争・内乱・暴動、感染症・疾病、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労総動議、輸送機関・通信回線の事故、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による

本規則の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者双方は責任を負わないものとします。また、第12条(保育料)の月額保育料ならびに入園児の入園金については、前記の不可抗力でもって休園期間が発生しても返金の対象にはならないものとします。

第16条(傷害保険について)

園は万が一の事故に備え、以下の通り損害保険に加入するものとします。

保険の種類	傷害保険		
保険の内容	障害総合保険(こども型)		
保険金額	死亡・後遺障害(本人)	1,000,000 円	
	入院保険金日額(本人)	1,000 円	
	通院保険金日額(本人)	1,000 円	

第17条(管理運営規則の変更)

園は、一定の予告期間を以って園のホームページその他園所定の方法にて告知することにより、この管理運営規則を変更することができるものとします。この場合において、第10条に基づく利用の解除の届け出が園に対してなされないときは、利用者はかかる変更について承諾があったものとします。

第18条(提携医療機関・園担当窓口)

- ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
あんどうこどもクリニック
西宮市名塩新町8番地 エコールなじお5階
緊急時における保育幼児に係る診療(開院時間内に限る。)
- ・ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先
担当 森本邦裕 連絡先電話番号 0797-85-3338

第19条(秘密情報及び個人情報の保護)

園は、保育サービスの提供に関連して知り得た利用者の秘密情報を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、裁判所の発する令状、法第59条に基づく報告の要求その他法令に基づき開示する場合にはこの限りではありません。

第20条(秘密情報及び個人情報の保護免責条項)

利用者は、園が知り得た利用者の個人情報のうち次の各号に掲げるものについて、園が当該各号に掲げるその利用(第三者への提供を含む)の目的(以下「利用目的」という)達成に必要な範囲内で取扱うことに同意するものとします。

- ・ 利用者との間において保育サービスの提供に伴い必要となる運用業務、料金等の請求、与信管理、料金等の変更及び保育サービスの変更、中止又は停止に係る通知をするため、利用者等の氏名、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、会社名、部門名、住所、性別、生年月日、利用情報(利用申込の種類、申込日、契約日、その他の保育サービス契約の内容に関する情報をいう)、及び料金等の情報等を利用すること
- ・ 保育サービスの提供として、保育サービスの提供とともに、その他保育サービスの提供との関連において、利用者が請求し、又は購入した資料、サンプル、試供品、景品、商品等の配送その他の提供をするため、利用者等の氏名、住所、電話番号等を利用すること
- ・ 保育サービスの提供として、保育サービスの提供とともに、その他保育サービスの提供との関連

において、利用者からの請求、問合せおよび苦情に対する対応又は連絡をするため、利用者等の氏名、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス及び料金等の情報等を利用すること

- ・ 保育幼児の生命、身体等の保護を目的とし、提携医療機関等において保育幼児を受診させるため、利用者等の氏名、住所、電話番号、ファックス番号、健康保険証に記載する情報等を利用すること
- ・ また、パルクルが保育・送迎期間中に撮影する利用者の画像や映像に関しては入園時に利用者の承諾がある場合のみ、ホームページやSNSを含む広報資料に利用できるものとします。入園時に承諾がない場合でも、利用者は使用の中止を求めることができ、園はそれに対応しなければいけないものとします。

第21条(委任)

本管理運営規則に定めるもののほか、本管理運営規則及び保育業務の遂行のために必要な事項は、園が別に定めることができるものとします。

第22条(協議事項)

本管理運営規則に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた場合は、その都度、園及び利用者は、民法その他の法律に基づき、誠実に協議することにより解決するものとします。

第23条(準拠法)

この管理運営規則は、日本国の法令に準拠するものとする。

第24条(合意管轄)

園と利用者との間における一切の訴訟については、神戸地方裁判所尼崎支部をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第25条(訴求効)

本管理運営規則についての修正・改訂は、2016年4月1日に遡って効力を生じることとします。

附則

この管理運営規則は、平成2016年4月1日から施行するものとする。

2020年7月1日改訂